

# 令和2年度 第1回 区連協 理事会

日時 令和2年4月3日(金)  
理事会 午後2時00分～  
場所 花見川区役所講堂

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 令和2年度役員選出について
- (2) 令和2年度通常総会について
  - ① 総会資料について
  - ② 役割分担について
  - ③ 功労者表彰について
- (3) 県営住宅幕張団地自治会の解散について
- (4) 令和2年度要望事項について
- (5) その他
  - ① 市連協専門部会員の選出について
  - ② 事務連絡

### 3 閉 会

# 令和2年度

## 千葉市花見川区町内自治会連絡協議会 役員

会 長

\_\_\_\_\_

副会長

\_\_\_\_\_

副会長

\_\_\_\_\_

会 計

\_\_\_\_\_

会 計

\_\_\_\_\_

理 事

\_\_\_\_\_

理 事

\_\_\_\_\_

理 事

\_\_\_\_\_

理 事

\_\_\_\_\_

監 事

幕張中学校区町内自治会連絡協議会

監 事

天戸中学校区町内自治会連絡協議会



## 千葉市花見川区町内自治会連絡協議会表彰内規

(平成6年2月16日 内規第2号)

(表彰基準)

- 第1条 地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著な者で次の一に該当する者について、会長がこれを表彰する。
- 1 3年以上引き続いて町内自治会長の職にあつて退任した者。
  - 2 地区連絡協議会長の職にあつて退任した者。
  - 3 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡した者

(在職年数の計算)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(表彰者の決定)

- 第3条 第1条1号の該当者は、理事の推薦により理事会に付議したのち総会において表彰する。
- 2 第1条2号の該当者については、会長が調査し理事会に付議したのち総会において表彰する。

第4条 前条第1項該当者を推薦する場合は、推薦理由を付した推薦書をあらかじめ会長あてに提出しなければならない。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の禁止事項)

第6条 第1条の各号に該当する表彰は、再表彰しないものとする。

### 附 則

- 1 第2条に定める在職年数の計算開始は、平成4年4月1日とする。
- 2 この内規は、平成6年2月16日から施行する。

### 附 則

- 1 この内規は、平成27年4月10日から施行する。